

県北浄化センターから排出される下水汚泥等の処分業務に関する サウンディング型市場調査 結果概要

令和6年8月30日

福島県県北流域下水道建設事務所

I 目的

県北浄化センターは福島県が管理する阿武隈川上流流域下水道「県北処理区」の終末処理場であり、年間約2万トンの脱水汚泥と、年間約300トンのし渣、沈砂等が発生しています。

これらの発生汚泥等を適切に処理することは、放流水の水質管理と並び、下水道の維持管理の上で最も重要な課題であり、特に、県北浄化センターでは脱水汚泥を毎日外部に搬出し処分する必要があります。

また、下水道法第21条の2第2項には、発生汚泥等の再生利用について努力義務が規定されており、令和5年3月17日には国土交通省から「発生汚泥等の処理に関する基本的考え方について」が通知されました。

一方で、安定的に持続して確実に脱水汚泥を処分するには、コスト縮減と、処分先・処分方法の複数化によるリスク分散が必要です。

そこで、令和7年度の脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託、並びに、し渣、沈砂等の収集運搬及び処分業務委託の調達（契約）方法等を決定するに当たり、民間事業者の受注意欲、脱水汚泥等の受入れ可能量、受入れ条件、有効利用の種類、受入れ不可能期間等について把握し、「コスト縮減」、「有効利用」、「リスク分散」等について総合的に検討することを目的として、サウンディング型市場調査を実施しました。

このたび、上記の結果を取りまとめましたので、その概要を公表します。

なお、業務委託の公正な調達のため、また、調査に参加いただいた事業者の不利益とならないよう、詳細については公表しないこととしております。

そのため、公表している以外の調査結果については、お問合せいただいてもお答えすることは出来ませんのでご了承願います。

2 サウンディング型市場調査の実施日程

サウンディング型市場調査は、以下のとおり実施しました。

日 程	内 容
令和6年6月5日	実施要領等の公表
令和6年6月5日～7月24日	アンケートの提出
令和6年7月25日～7月30日	個別対話の実施 (電話等によるアンケート回答内容の確認)

3 サウンディング型市場調査の結果概要 (事業者数非公表)

(1) 参加事業者

10者を超える事業者に、調査に参加いただきました。

(2) 脱水汚泥の処分(処理)方法

	事業者数
肥料原料化	●
セメント原料化	●
路盤材等として再資源化	●
その他	●

(3) 脱水汚泥の受入れ可能量

年間総受入可能量	事業者数
1,000 トン以下	●
～3,000 トン以下	●
～5,000 トン以下	●
～8,000 トン以下	●
～10,000 トン以下	●
～12,000 トン以下	●

1日当たりの受入可能量	事業者数
10 トン以下	●
20 トン以下	●
30 トン以下	●
40 トン以下	●

(4) 県北浄化センターでの脱水汚泥の積み込みが可能な時間

	事業者数
何時でも可能	●
日中のみ可能	●

(5) 脱水汚泥の搬出をキャンセルする場合の連絡のリミット

大半の事業者様が、積み込み予定時刻の24時間前までに連絡すればキャンセル可能との回答でした。

(6) 予定外の脱水汚泥の搬出を依頼した場合の対応時間

最も多い回答は、依頼の連絡をしてから 24 時間後に積み込みが可能との回答でした。

(7) 脱水汚泥の収集運搬及び処分業務委託を複数年契約とする場合の対応可能年数

	事業者数
2 年間	●
3 年間	●
4 年間	●
5 年間	●
複数年契約は不可	●

(8) し渣、沈砂等の処分（処理）方法

	事業者数
路盤材等として再資源化	●
その他	●

(9) 県北浄化センターでのし渣、沈砂等の積み込みが可能な時間

	事業者数
何時でも可能	●
日中のみ可能	●

(10) し渣、沈砂等の搬出をキャンセルする場合の連絡のリミット

最も多い回答は、積み込み予定時刻の 12 時間前までに連絡すればキャンセル可能との回答でした。

(11) 予定外なし渣、沈砂等の搬出を依頼した場合の対応時間

依頼の連絡をしてから何時間後に積み込みが可能かとの質問に対しては、短いもので 2 時間、長いもので 36 時間との回答でした。

4 今後の予定

今回の調査結果を踏まえ、令和 7 年度脱水汚泥の収集運搬及び処分業務、並びに、令和 7 年度し渣、沈砂等収集運搬及び処分業務についての検討を進めていきます。